傍聴について

【傍聴者の定員】

原則として10人以内とします。ただし、議長が認めた場合はこの限りではありません。

【傍聴の申出等】

傍聴を希望される方は、当日、会議開催10分前に会議場前に参集し、傍聴券交付申請書 (第1号様式)に住所、氏名等必要事項を記入してください。

定員の範囲内において先着順で傍聴できるものとしますが、希望者が定員を超えるときは 抽選を行い、傍聴者を決定します。

傍聴される方は、傍聴券を受け取り、会議場への入退場の際は係員へ提示し、傍聴を終えた際には返還してください。

【傍聴することができない方】

次のいずれかに該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 凶器その他、人に危害を加える恐れのある物を携帯している方
- (2) 酒気を帯びていると認められる方
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類の着用、又は携帯している方
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している方
- (6) ラジオ、拡声器、無線機、写真機、撮影機、携帯電話機、録音機、録画機器の類を 携帯している方(ただし、議長の許可を得た者は除く。)
- (7) 児童及び乳幼児(ただし、議長が認めた場合はこの限りではない。)
- (8) 議事を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると議長が認めた方

【傍聴の注意事項】

傍聴するにあたっては、係員の指示に従うとともに、次の事項をお守りください。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと
- (2) 議事に批評を加え、又賛否を表明しないこと
- (3) 私語、談話、拍手等をしないこと
- (4) 飲食、喫煙をしないこと
- (5) その他会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと 違反があったときは、退場を命じる場合があります。

会議において公開しないこととされた事項が協議されるときは、速やかに退出してください。 なお、退出にあたっては、会議資料を返却してください。